

各 位

平成22年6月1日  
財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)  
理事長 浜中 裕徳

エコアクション21認証・登録制度  
「平成22年度 関係企業グリーン化プログラム」  
のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃、エコアクション21認証・登録制度につきまして、ご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

エコアクション21認証・登録制度は、IGESが、環境省の「エコアクション21ガイドライン(2004年5月)に基づき、平成16年10月にエコアクション21中央事務局を設け創設した制度で、

中小規模の事業者でも環境マネジメントシステムの構築ができる。

二酸化炭素・廃棄物などの排出削減の具体的な取組ができ、その結果エネルギーコストなども削減することができる。

環境活動レポートを作成・公表することによって、社会・顧客とのコミュニケーションが図られる。

という仕組みであり、環境省のガイドラインに適合していることの認証・登録によって「環境経営のお墨付き」が安価に得られます。

\* 審査費用と認証・登録料は、事業者の規模・業種によって異なりますが、例えば、従業員10人未満のサービス業では合計15万円、300人未満の製造業で合計45万円です。

これは、環境マネジメントシステムの構築のみを目的とするISO14001の簡易版、ミニISOではなく、二酸化炭素などの排出削減、コスト削減を目的としたいいわゆる「パフォーマンス」(環境負荷を減らし、コストも減らす。)重視、環境活動レポートの公表による環境コミュニケーション重視の仕組みです。

さて、今般、「平成22年度 関係企業グリーン化プログラム」をご案内させていただきます。これは、具体的には、別添の「平成22年度 関係企業グリーン化プログラム実施要領」のとおりですが、中核となる企業・団体のイニシアティブの下に、関係する多くの事業者が、私どもエコアクション21中央事務局が地域事務局などを通じて派遣するエコアクション21審査人のアドバイスを受け、一斉にエコアクション21に取り組むことにより、二酸化炭素排出量などの環境負荷とエネルギーコストなどの削減が効率的に図られ、認証・登録が得られるものであり、このプログラムの実施に要する経費(エコアクション21審査人の派遣費用など)は、エコアクション21中央事務局が負担させていただくというものです。これは、中核となる企業にとってはサプライチェーンマネジメントの中で、団体にとっては会員企業の協働の取組の中で、二酸化炭素排出削減などの削減する具体的な手段とし

てご活用いただけるもので、中核となる企業・団体のこの分野での二酸化炭素などの削減量を定量的に把握することもできます。

21年度は、25企業・団体が中核企業としてプログラムに参加され、合計で約1,300の事業者の皆さんが、エコアクション21に一斉に取り組みました。今年5～8月には、審査人による審査を受け、認証・登録の運びとなる予定です。(これまでのプログラム参加企業・団体名は中央事務局ホームページ「関係企業グリーン化プログラム」を参照)

本プログラムは、サプライチェーンで取り組む中核となる企業だけでなく、地域の公益法人(商工会、商工会議所等)も対象に加え、幅広く実施しており、今年5～8月のプログラムのご案内をさせていただきます。

中核となる企業・団体の皆様方におかれましては、このエコアクション21「関係企業グリーン化プログラム」に参加され、エコアクション21認証・登録制度をサプライチェーンマネジメントにおける社会的責任を果たす有効なツールの1つとして活用されることによって、関係する広範な事業者からの二酸化炭素排出量の削減などが図られますようご案内申し上げます。

なお、エコアクション21の認証・登録件数は、平成16年10月の制度発足以来、平成22年5月末現在、全国で4,500事業者を超えており、今後もペースを上げて増加するものと予測しています。そこで、特に中核となる企業と取引等を行う事業者選定等の対象に、エコアクション21認証・登録も加えていただきますようお願い申し上げます。

また、関係企業グリーン化プログラムは、再来年度以降も、実施する予定にしておりますので、来年度はご参加いただけない場合でも、是非とも再来年度はご参加いただきますようお願い申し上げます。

エコアクション21認証・登録制度、関係企業グリーン化プログラムのお問い合わせは、下記の中央事務局または地域事務局(別添)宛にお願いいたします。エコアクション21認証・登録制度のすべての情報は、<http://www.ea21.jp> で公表しております。

敬具

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター  
エコアクション21中央事務局  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F  
電話：03-6418-0370 F A X：03-6418-0380  
E m a i l cfs@ea21.jp  
U R L <http://www.ea21.jp>

**エコアクション21認証・登録制度**  
**「平成22年度 関係企業グリーン化プログラム」**  
**実施要領**

平成22年6月1日

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター  
エコアクション21中央事務局

## 1. 趣旨・目的

エコアクション21認証登録制度の実施の一環として、**中核となる企業・団体**のイニシアティブの下、サプライチェーンマネジメント（SCM）等の中で関係する多くの参加事業者が一斉にエコアクション21に取り組むことにより、SCM全体の二酸化炭素などの排出削減、エネルギーコストなどの削減を実現し、併せて「環境経営」の証が得られる仕組みを「**関係企業グリーン化プログラム**」（以下「**プログラム**」という。）として展開します。

中核となる企業がそのSCMの中で、あるいは地域の団体が会員企業の環境経営推進のために、エコアクション21認証・登録制度を活用し、関係する事業者の二酸化炭素排出削減対策などの取組を支援するための有力な手段として積極的に実施することにより、エコアクション21の普及を図るものです。

注：「関係企業」は、中核となる企業の協力会社、取引先、子会社、販売代理店等が考えられますが、業務上関係すると思われる企業であって、特に限定はありません。但し自らの支店、営業所、フランチャイズ等は関係企業に該当しません。また、地域の公益法人（商工会、商工会議所等）や商店会などが、会員企業等を対象に実施することもできます。工業会等の業界団体については、本プログラムの対象として適切か否か、個別に判断させていただきます。

## 2. プログラムの概要

エコアクション21事務局（以下「中央事務局」という。）はエコアクション21地域事務局（以下「地域事務局」という。）の協力を得て、プログラム参加の中核企業・団体に、エコアクション21審査人を派遣し、30～50の参加事業者に、集合形式で環境対策をアドバイスした上で、参加事業者は一斉にエコアクション21の取組を実施します。エコアクション21審査人の派遣などプログラムの実施に要する費用は中央事務局が負担します。エコアクション21の取組によって、関係する事業者の二酸化炭素などの環境負荷、エネルギーコストなどが同時に削減されます。参加事業者は、約半年後には、審査を経て、認証・登録されます。

## 3. 参加する中核となる企業・団体の募集

### (1) 中核となる企業・団体の要件など

ア エコアクション21認証・登録制度を、関係する事業者の二酸化炭素排出削減対策などを支援するための有力な手段として活用する中核企業・団体であって、

平成22年9月から、30～50程度の事業者がエコアクション21に一斉に取り組むことが確実な中核企業・団体を対象とします。

イ 原則としてプログラムは、地域事務局との協力の下で実施しますので、応募の検討の段階から地域事務局に相談してください。

ウ 中核となる企業・団体は、30～50程度の事業者を確保します。30～50程度の参加事業者は、同じくらいの規模の事業者ですとアドバイスなどが効率的に実施できると考えられます。また、集合形式のプログラムであるため、関係企業はなるべく同一の地域に所在することが必要です。複数の地域にまたがる場合は、中央事務局にご相談ください。

エ 参加する中核となる企業・団体自身が既にエコアクション21などの認証取得をしているかどうかは問いませんが、中核となる企業・団体自身も参加事業者と一緒にエコアクション21に取り組み、認証・登録を目指すことになると、お互いに励みになり、効果的な取り組みができると考えられます。

オ プログラムに参加する事業者と、既にエコアクション21を認証取得している事業者又はプログラムに参加せずエコアクション21を認証取得しようとする事業者との間に、認証・登録の手続き、審査費、認証・登録費の差異はありません。

## **(2)募集する中核となる企業・団体の数**

22年度は、全国で約20の中核となる企業・団体を対象とします。

## **(3)募集期限**

22年度の中核となる企業・団体の募集は、22年8月末日までとします。

## **(4)応募方法**

募集期限までに、以下の書類を中央事務局に提出してください。

参加申込書（様式1）

エコアクション21認証・登録制度に参加することが概ね確実な事業者のリスト（事業者名、住所、業種、従業者数、中核企業・団体との関係：様式自由）  
協力する地域事務局の名称（様式自由）

その他特記事項

## **4. プログラム実施のスケジュール・方法**

### **(1)プログラムの日程調整**

担当する地域事務局は、中核となる企業・団体と協議の上、全体説明会・環境対策アドバイスの日程を調整します。なお、説明会・個別環境対策アドバイスの会場は、原則として中核となる企業・団体で確保してください（やむを得ず会場借上費を要する場合は中央事務局が負担します。）。

## **(2)中核となる企業・団体ごとの説明会・環境対策アドバイスの実施、環境活動計画等の策定**

中央事務局は、地域事務局と協力し、22年9月から22年11月にかけて中核となる企業・団体ごとにエコアクション21審査人を派遣し、集合形式で、全体説明・環境対策アドバイス(中核となる企業・団体当たり概ね月1回、計3回)を実施します。エコアクション21審査人を派遣する費用は、中央事務局が負担します。この間に、参加事業者は、エコアクション21審査人によるアドバイスを受け、負荷把握・取組チェック・環境方針策定・環境目標設定・環境活動計画策定・環境関連法規の取りまとめを行います。

## **(3)環境への取組の一斉開始**

22年12月から全参加事業者は、それぞれの環境活動計画に従って一斉に環境への具体的取り組み(省エネ型機器導入、分別徹底・リサイクルなど)を開始します。毎月二酸化炭素排出量などの負荷を自己チェックシートを用いて把握します。また、環境関連法規の違反の有無を自ら確認します。

## **(4)中核となる企業・団体ごとのエコアクション21審査人による取組実施アドバイス**

中央事務局は、地域事務局と協力し、参加事業者が取り組みを実施している22年12月から23年3月にかけて、中核となる企業・団体ごとに原則的に同じエコアクション21審査人を派遣し、希望する参加事業者に対して取組実施アドバイス(参加中核となる企業・団体当たり1回)を実施します。

なお、(2)の場合も同じですが、このプログラムに基づくエコアクション21審査人によるアドバイスとは別に、参加事業者自らの判断と費用負担によって、コンサルタントを利用することもできます。

## **(5)「環境活動レポート」の作成**

参加事業者は、23年3月に、全体の取組の経営者による評価を行い、環境活動計画などの必要な見直しを行います。その後、23年4月上旬には、参加事業者は環境活動レポートを作成します。なお、環境活動レポートには、負荷の自己チェックリストを用いて、22年12月～23年3月の月ごとの二酸化炭素排出量などを算定し、記載しますが、前年同月との比較もしていただきます。また、同じ期間の光熱費、自動車燃料代、水道代などの前年同月との比較もしていただきます。

## **(6)エコアクション21審査人による審査**

エコアクション21審査人が23年4月から23年5月にかけて審査(審査人は、書面審査と現地審査の間に参加事業者に助言ができます。)します。個々の参加事業者の審査日程、担当審査人は、あらかじめ地域事務局が調整します。

## **(7)認証・登録**

概ね23年5月～6月には、事務局に置かれた判定委員会における判定を経て、認証・登録されます。参加事業者には、認証・登録証が交付され、事業者はロゴマ

ークを事業者のパンフレット、名刺などに使用することができます。

## 5 . プログラム実施結果の取りまとめ

中核となる企業・団体は、23年6月を目途に、各参加事業者の環境活動レポートなどから、様式2をご活用し、二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を算定し、取りまとめます。

その後、取りまとめ結果を添付の上、プログラム実施報告書(様式3)を中央事務局にご提出下さい。

中央事務局は、各中核企業・団体からの報告を集計し、全参加事業者の二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を取りまとめ、公表します。

**財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター**  
**エコアクション21中央事務局**  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F  
電話：03-6418-0370 FAX：03-6418-0380  
E m a i l cfs@ea21.jp  
U R L <http://www.ea21.jp>

**エコアクション21認証・登録制度**  
**「平成22年度 関係企業グリーン化プログラム」**  
**参加に当たっての留意事項**

関係企業グリーン化プログラムの参加に当たりましては、以下の点にご配慮いただきますようお願いいたします。

中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、派遣するエコアクション21審査人謝金、旅費、資料代、及びやむをえない事情により中核となる企業・団体の施設を利用でない場合の会場費で、実際の運営を担当する地域事務局と中央事務局が請負契約を締結し、負担します。

但し、中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、最終的に認証・登録した事業者数等を基に算出します。従って認証・登録事業者数によっては、全ての費用を負担できない場合があることを予めご承知おきください。

全体説明会、3回の環境対策アドバイス、及び取組実施アドバイスは、原則として全て集合形式(セミナー形式)により実施しますが、なるべく担当者の方のご参加をお願いいたします。

これまでの例で、参加事業者の中には、十分な社内合意等を得ずに、また、自らは何ら作業や取組をしなくても、プログラムに出席さえすれば認証を取得できると誤解して参加し、プログラムの途中で参加を取りやめる事業者が見受けられました。全体説明会の際に、エコアクション21の内容、認証・登録に向けて必要となる作業や取組について、十分に説明を行う予定ですが、中核となる企業・団体の側からも、途中で諦めずに、認証の取得まで努力するよう働きかけをお願いいたします。集合形式のアドバイス等の会場の手配については、特段のご協力をお願いいたします。

プログラム終了後、様式2を利用し、各参加事業者の環境活動レポートなどから、二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を算定し、これを取りまとめて、必ずご提出ください。

プログラムの実施に当たり、担当する地域事務局と十分な協議、協力の上、取り組まれるようお願いいたします。

その他ご不明な点は、エコアクション21中央事務局までお問い合わせください。

以上

(様式1)

平成22年 月 日

財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)  
理事長 浜中 裕徳

中核となる企業・団体名  
代表取締役(理事長)

印

エコアクション21認証・登録制度「平成22年度 関係企業グリーン化プログラム」実施要領に基づき、プログラムの参加を申し込みます。

担当部署： 部 課 係  
担当課長：  
担当者：  
住 所：  
電話番号：  
F A X：  
E-mail：

(様式3)

平成23年 月 日

財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)

理事長 浜中 裕徳

中核となる企業・団体名  
代表取締役(理事長)

印

エコアクション2.1認証・登録制度「平成22年度 関係企業グリーン化プログラム」実施要領に基づき、プログラム実施報告書を提出します。

平成22年度 関係企業グリーン化プログラム 実施報告書

参加事業者数： 社

協力地域事務局名：

全体説明会開催日：平成22年 月 日

環境対策アドバイスの実施日：平成22年 月 日、 年 月 日、 年 月 日

取組実施アドバイスの実施日： 年 月 日

環境負荷等の削減量：別添集計表の通り

担当部署： 部 課 係

担当課長：

担当者：

住所：

電話番号：

F A X：

E-mail：